



4月1日から

自転車の交通反則通告制度(青切符)が導入されました



交通安全課 ☎0422-45-1116

自転車の交通反則通告制度(青切符)とは

16歳以上の自転車の運転者が交通違反により検挙された後の手続きに導入された制度で、反則金を一定期間内に納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに処理されます。

※交通違反の種類や、指導警告などの取り締まりは基本的に変わりません。



赤切符と青切符の違い

赤切符は刑事手続きによって処理される重大な違反行為が対象で、青切符は交通事故につながる悪質・危険な違反行為が対象です。下記の例を含む違反行為の詳細は、警視庁HPでご確認ください。

赤切符の例

酒気帯び運転

3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金



青切符の例

携帯電話などの使用・保持(ながら電話)

反則金12,000円



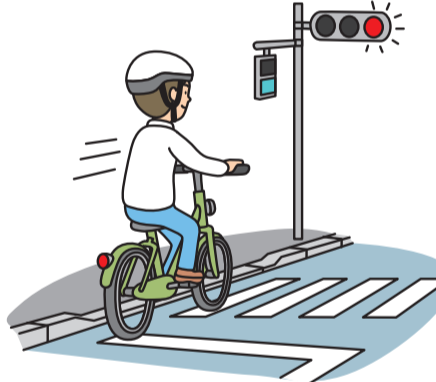
右側通行

反則金6,000円



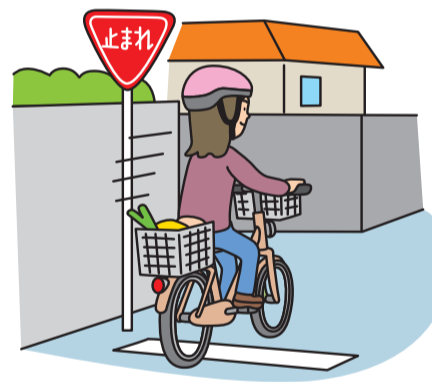
信号無視

反則金6,000円

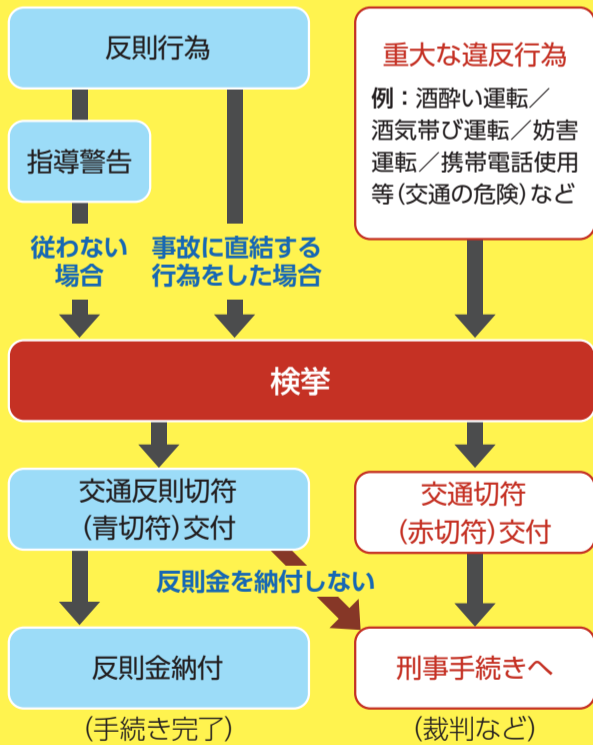


指定場所での一時不停止

反則金5,000円



検挙後の手続きが異なります



自転車に乗るときの基本ルール

「自転車安全利用五則」を守りましょう

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



三鷹市テレビ広報「みる・みる・三鷹」5月号でも自転車のルールを紹介します

広報メディア課 ☎0422-29-9037

J:COMチャンネル武蔵野・三鷹(地デジ11チャンネル)の同番組で、自転車の違反行為や正しい交通ルールなどについて、実演を交えながら、現役の警察官が分かりやすく解説します。ぜひご覧ください。

放送日時

5月3日(日祝) ~ 6月6日(土)の午前9時から、午後0時15分から、8時から、10時15分から(1日4回)

自転車運転者講習制度

14歳以上の自転車運転者で、一定の交通違反で3年以内に2回以上検挙または交通事故を起こした方に対して、都道府県公安委員会が受講を命じる講習です。詳しくは警視庁HPをご覧ください。

